

人と環境にやさしい農業推進計画 概要について

農林水産部

I 新たな計画策定にあたって

1 策定経緯

・有機農業を含めた環境創造型農業を第2期環境創造型農業推進計画（2019～2025）に基づき推進してきた

▶環境創造型農業

ほぼ横ばいの推移、結果として微減

▶有機農業

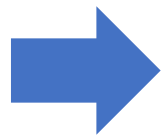
6年間で16%増

耕地面積に占める割合(1.6%)は国の2倍

環境創造型農業、有機農業の面積推移

年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境創造型農業 実施面積	目標(ha)	20,300	20,600	20,900	21,200	21,600	22,000	22,400	22,800
	実績(ha)	20,237	20,429	20,182	20,198	20,093	20,152	20,222	
	達成率(%)	99	99	96	95	93	91	90	
有機農業 実施面積	目標(ha)	1,000	1,070	1,140	1,210	1,280	1,350	1,420	1,500
	実績(ha)	993	1,024	1,031	1,060	1,081	1,161	1,156	
	達成率(%)	93	95	90	87	84	87	81	

・第2期計画の終期をむかえるにあたり2023～2025年度の3年間、新たな施策策定にむけた検討会を実施し、**有機農業、環境創造型農業から幅を広げた、地球温暖化防止に資する取組等、さらなる環境負荷低減活動の必要性**への提言を受けた。



これまでの環境創造型農業推進計画を刷新し、新たな取組の方向性として、**脱炭素等の環境負荷低減活動を織り込んだ「人と環境にやさしい農業」**としての計画を策定する。

2 新たな計画では

環境創造型農業が県全体に浸透しており、その起点から有機農業の取組機運も高くなっているこれまでの成果を本県農業の強みとして活かし、新たに取り組む**人と環境にやさしい農業が兵庫県全域で行われるよう、農業者以外の関係者及び県民に至るまでが推進の意義を共有し、一体感を持って県全体で取組を推し進める**ことを目指す。

II 趣旨・計画期間等

- 「ひょうご農林水産ビジョン2035」における人と環境にやさしい農業の取組拡大を具体的に推進する実行計画
- 「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）第7条第1項の規定に基づき策定する「都道府県の推進計画」としての位置づけ
- 人と環境にやさしい農業・農村振興条例と連動して推進
- 計画期間は2026～2030年度の5年間

新たな動き

● **みどりの食料システム戦略**への取組
オーガニックビレッジなど有機農業の取組が盛ん
温室効果ガス削減などの取組は実施がわずか

● **スマート農業技術**等の推進
スマート農業技術の普及による省力・効率化
新品種による高温・病害対策
気候変動に合わせた生産現場の技術転換

● **新たな施策検討会(2023~2025)**の実施
有機農業・環境創造型農業の再拡大
流通対策・県民の理解促進の必要性
人と環境にやさしい農業・農村振興条例の制定

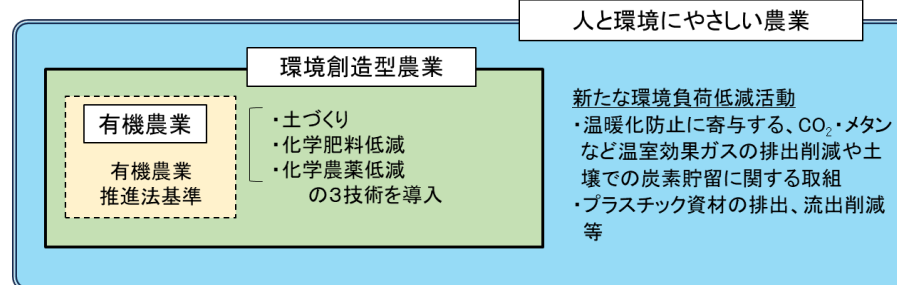
課題

- 1 気候変動や新たに問題となった病害虫に対応できる技術改善や面積拡大に資する新技術・品種の導入
- 2 有機農業の拡大に向けた担い手育成の更なる推進
- 3 出荷コストや労力の削減に対応した流通体制確立や需要が増加している加工食品への対応
- 4 県民全体の理解醸成

施策

- 1 **実践的な技術の開発・普及**
- 2 **経営として成り立つ有機農業の拡大**
- 3 **農産物の流通・販売対策**
- 4 **ターゲットに応じた手法による県民の理解醸成**

人と環境にやさしい農業等の相関



成果目標

(単位:ha)

指標名	現状 (2024)	中間 (2030)	目標 (2035)
有機農業実施面積	1,156	1,600	2,000
環境創造型農業実施面積	20,222	21,100	21,850
水稻栽培における温室効果ガス削減技術導入面積	145	1,200	1,400

※上記目標は農林水産ビジョン2035の目標数値に準ずる

III 推進施策

1 実践的な技術の開発・普及

(1) 技術の研究・開発

県による新技術・新品種の研究・開発

気候変動等の環境変化に対応する生産・管理技術、収益性を高める生産性向上技術、化学合成農薬・化学肥料削減等環境負荷を低減する技術等の研究・開発

(2) 技術の組立・普及・定着

ア 研究・普及・行政の連携

スマート農業技術、総合防除などの観点も加え、本県の多様な営農条件に適合した労働生産性の高い技術体系を組み立て、マニュアル化や支援制度活用により技術を普及・定着

イ 指導者の確保・育成

基礎知識から地域特性に応じた実践技術等を習得する研修会の実施や、技術の情報交換ができるネットワークの場づくりなど、普及指導員等の現場指導力の維持・向上

ウ 土づくりの重要性の普及

土壌の生産力維持・向上を図るとともに、耕畜連携による資源の地域内循環や土壌診断による適正施肥を推進

エ 新たな取組の実施

取組事例が少ない温室効果ガス排出量削減・プラスチック排出・流出抑制等の取組等の推進に向けた実証等による技術の確立・普及

2 経営として成り立つ有機農業の拡大

(1) 有機農業の担い手育成対策

有機農業アカデミー（R8.4開講）、地域の先進有機農家での研修体制構築により、経営として成り立つ有機農業を担う人材を育成

(2) 有機農業技術の開発・普及

技術開発の推進、有機農業の栽培技術マニュアル作成や経営モデル育成及び普及指導員等の指導力を維持・向上

(3) 多様な有機農業経営の取組拡大

有機専業以外にも、慣行農業と有機農業を組み合わせた経営や、農福連携によるユニバーサルな農業や、半農半Xなど農業以外の事業にも従事する人との連携推進により、多様なかたちで有機農業を拡大



有機農業アカデミー（教育棟、露地ハウス）

III 推進施策

3 農産物の流通・販売対策

(1) 兵庫県認証食品取得等の促進

農産物等に対する消費者からの信頼を高めるため、環境創造型農業実践による兵庫県認証食品取得や、有機JAS認証や環境負荷低減を見える化する「みえるらべる」（農水省）取得等、経営方針に応じて推進

(2) 生産者と加工・流通・販売事業者等の連携促進

生産者と農産物の加工・流通・販売等を担う食品等関連事業者が、人と環境にやさしい農業に対する理念や考え方を共有し、連携を促進

(3) 有機農産物等の流通・販路拡大

有機農産物の効率的出荷・流通モデル構築や需給調整・出荷管理を省力化するツールの活用、県内有機農産物を消費者が認知し、購買までアクセスできる仕組みづくりによる流通・販売促進

4 ターゲットに応じた手法による県民の理解醸成

(1) 広報等による普及啓発

人と環境にやさしい農業を生産者、食品等関連事業者、消費者まで県民全体に啓発するブランディング、イメージ戦略策定による理解醸成の推進

(2) 生産者と消費者の相互理解醸成

ア 学校給食を通じた食農教育の推進

生産者による食農教育や栄養教諭等学校給食関係者との連携を進め、学校給食等を通じて児童、生徒、就学前の子ども、保護者の理解を深める

イ 消費者と生産者の交流による理解醸成

CSAやオープンファームなど多様な農業体験を通じ、人と環境にやさしい農業の特性・魅力・手間を共有することで、消費者の理解醸成及び生産者との繋がりを構築

5 推進体制

(1) 条例に基づく施策の実施

人と環境にやさしい農業・農村振興条例（R8.4.1施行）に基づき、関係部局と連携した施策展開

(2) 計画の推進体制

市町等行政、農業者、農協、食品等関連事業者、消費者、その他適切な専門機関との連携を強化し、人と環境にやさしい農業を推進